

意見書案第 2 号

外国人技能実習制度の見直しについて

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成26年 3 月25日提出

提出者議員	野 尻 清
賛成者議員	石 黒 武 美
〃	豊 岡 義 博
〃	宮 下 透
〃	天 崎 弘
〃	大 坂 龍 起
〃	篠 原 藤 雄
〃	斉 須 正 友
〃	上 田 久 司

外国人技能実習制度の見直しに当たっての意見書

外国人技能実習制度は、我が国の産業界が有する技術・技能・知識を、技能実習生を通じて諸外国に移転し、その国の経済発展に貢献することを目的としたものであり、近年、北海道内には年間で延べ5,000人程度の外国人技能実習生が技能等の習得に励んでいる。また、この制度を活用して、水産加工業や農業といった分野を中心に、道内企業や農業経営者は、従業員と技能実習生を効率的に組み合わせることによって、生産活動と実習活動を一体的に展開してきており、それぞれの地域において経済の活性化と国際交流の進展という面も認められるところとなっている。

このような中、国は、平成22年7月の制度改正から3年が経過したことを契機として、昨年11月、出入国管理政策懇談会の中に設けた外国人受け入れ制度検討分科会において、この制度の見直しに着手し、制度の施行状況について、本年3月までに経済団体や関係機関等からヒアリングを実施した上で、検討を本格化させるとしている。

道内の実習生受け入れ団体からは、地域経済の活性化のため、制度の存続はもとより、実習期間の延長や入国手続の簡素化並びに社会保険制度の適用見直しといった、制度のあり方に関する要望・意見が寄せられている。

また、構造改革特別区域法に基づく「外国人技能実習生受け入れによる人材育成促進事業」について、地域性が強く、本道では地域活性化策として意義が大きいものであることから、今後、構造改革特別区域推進本部における評価が地域の実情等を考慮したものとなるよう期待している。

よって、国においては、制度の見直しや評価に当たり、こうした地域の声にも真摯に耳を傾け、今後においても、技能実習制度及び特区制度が受け入れ企業と実習生の双方はもとより、地域にとって、経済の活性化に寄与し、生産活動と適正な実習活動に、より効果的に図られるよう検討が進められることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年 3 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
経済財政政策担当大臣
規制改革担当大臣
内閣官房長官